

コーポレート・ガバナンス

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は以下のとおり、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方を定めています。

当社および当社グループは、「古河電工グループ理念」に基づき、透明性・公平性を確保のうえ意思決定の迅速化など経営の効率化を進め、事業環境や市場の変化に機動的に対応して業績の向上に努めるとともに、内部統制体制の構築・強化およびその実効的な運用を通じて経営の健全性を維持し、もって永続的な業容の拡大・発展、企業価値の増大を図ることを基本とし、次の考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでまいります。

- (i) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
- (ii) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
- (iii) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- (iv) 取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、独立社外取締役の役割を重視しつつ、客観的な立場からの業務執行監督機能の実効化を図る。
- (v) 中長期的な株主の利益と合致する投資方針を有する株主との間で建設的な対話を行う。

なお、「古河電工グループ理念」につきましては、24ページをご覧ください。

経営機関

当社は、会社の機関設計として監査役設置会社の形態を採用しており、取締役会から制度的に独立した監査役および監査役会の機能を重視しています。さらに、当社は取締役会の運営などにも工夫を凝らし、業務執行の監視・監督機能の強化や意思決定の迅速化を図っています。

取締役会

当社では、取締役12名のうち4名を社外取締役としています。これは、取締役会での議論・決議に社外の視点からの助言や意見を取り入れることで、意思決定の透明性を確保し、経営全般に対する監督機能を強化することを目的としたものです。社外役員は、金融機関、商社、事業会社などでの豊富な経営経験あるいは当社グループの事業分野のほか法律・産業政策などの分野における専門性の高い知識・経験を有し、多様な観点から有益な意見・指摘をしており、取締役会はこれらを尊重しながら意思決定を行います。このため取締役会の開催に際しては、社外役員が極力出席できるよう日程調整を行っています。また、社外役員が議題

に関する理解を深め、事前に検討した上で取締役会に臨めるよう、会日の数日前に資料を配布（電磁的方法で閲覧に供する方法も含む。）し、必要に応じて資料の内容などにつき事前に説明を受けられるようにするなど、社外役員が円滑に職務を遂行できる体制を整えています。

監査役会

当社では、監査役設置会社の形態を採用しています。取締役会から制度的に独立した監査役（監査役6名のうち3名を社外監査役）・監査役会を設置しており、その機能を重視しています。また、監査役、会計監査人、内部監査部門である監査部が、情報・意見交換により連携し、監査機能の強化を図っています。

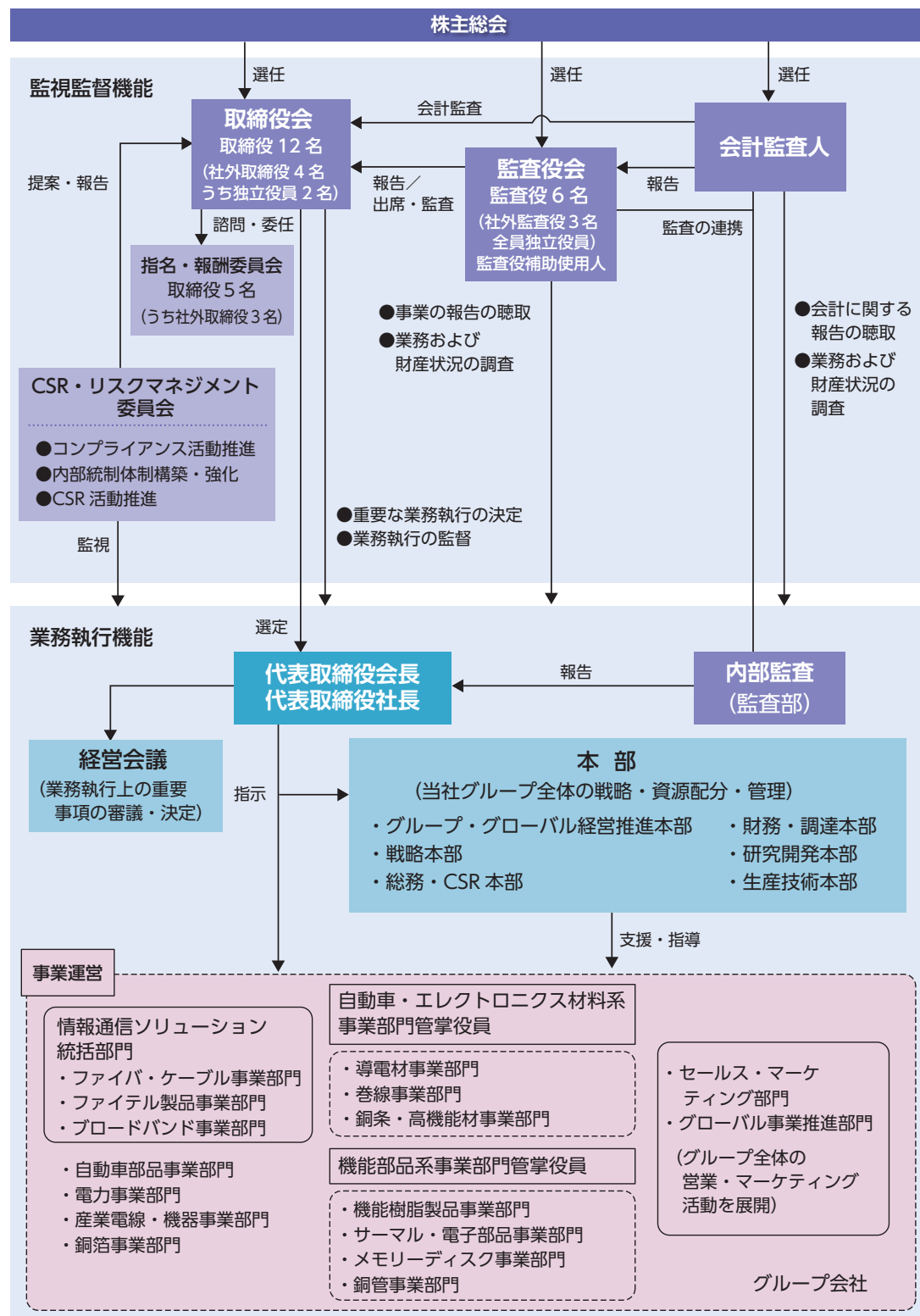
業務執行

当社の業務執行は、取締役会の監督の下、その最高責任者である社長がこれを指揮しています。当社の事業運営体制は、14の事業部門から構成されており、各事業部門長および情報通信系事業の3事業部門を統括する情報通信ソリューション統括部門長が、各領域の

事業を指揮監督しています。また、社長の事業運営監督を補佐し、自動車・エレクトロニクス材料系事業領域および機能部品系事業領域における統合的事業戦略立案などを担う者として、事業部門管掌役員を設置しています。このほか、グループ全体の営業・マーケティング活動を展開する部門を管轄するセールス・マーケティング部門長およびグローバル事業推進部門長、グループ戦略機能や事業支援機能を担う本部部門を管轄する本部長などを設置しています。これらの者は、業務執行責任者として取締役会において選任されており、業務執行の状況は3ヶ月に1度取締役会に報告されています。

ティング部門長およびグローバル事業推進部門長、グループ戦略機能や事業支援機能を担う本部部門を管轄する本部長などを設置しています。これらの者は、業務執行責任者として取締役会において選任されており、業務執行の状況は3ヶ月に1度取締役会に報告されています。

ガバナンス体制図



(2015年6月24日現在)

役員報酬決定のプロセスおよび利益相反の回避

当社では、役員の報酬などに関する方針や個人別報酬の内容などについては、その決定過程での客観性・透明性の確保のため、委員の過半数を社外取締役とする指名・報酬委員会が、取締役会の委任に基づいて決定しています。また、取締役が利益相反取引を行う場合は取締役会での承認を行うなど、法令に基づく対応を行っています。

役員報酬等の決定に関する方針

役員報酬は、当社グループが企業価値を増大させ、事業活動を通じて社会に貢献しながら持続的に発展していくために、個々の役員がその持てる能力を遺憾なく発揮し、意欲的に職責を果たしていくことを可能ならしめる内容のものとしします。

- ・業務執行取締役：月例報酬と業績連動報酬で構成されます。月例報酬は、役位ごとの基準額をベースに会社への貢献度等に応じて決定した額を、毎月金銭で支給します。業績連動報酬は、各事業年度の業績に応じて、年一回、原則として金銭で支給します。また、会社の状況等に応じて、株主総会の決議を経て、役員賞与金を支給することがあります。
- ・社外取締役等業務を執行しない取締役および監査役：役位等に応じた一定額の月例報酬のみを、毎月金銭で支給します。

内部統制の強化

当社では、次のとおり内部統制システムを整備・構築し、運用しています。

1) 職務執行の効率性

取締役会が中期経営計画および単年度予算において達成すべき経営目標を具体的に定め、各業務執行責任者は、その達成に向けて職務を遂行し、達成状況を定期的に取締役会に報告しています。

2) コンプライアンス体制

「古河電工グループ理念」「古河電工グループCSR行動規範」を倫理法令遵守の基本とし、社長が最高責任者となり、取締役会直下の組織であるCSR・リスクマネジメント委員会（委員長：社長）および総務・CSR本部が中心となって、社内教育や法令違反の点検などのコンプライアンス活動を推進しています。また、コンプライアンス違反の早期発見と是正を図るため「内部通報制度」を設けるとともに、報告をしたことを理由として報告者に不利益を与えない体制を敷いています。

3) リスク管理体制

当社は、「リスク管理・内部統制基本規程」においてリスク管理体制と管理方法について定めるとともに、CSR・リスクマネジメント委員会において、当社グループの事業運営上のリスク全般を把握し、その評価と管理方法の妥当性について検証する体制を整えています。

4) 情報管理体制

重要な意思決定に係る記録や書類を、法令および社内規程に基づいて適切に管理・保存しています。その他、業務上の各種情報についても、情報資産としての重要性和保護の必要性の観点から、統一的な基準を制定し情報管理体制を運用しています。

5) グループ会社管理

「グループ経営管理規程」に基づき、グループ会社ごとに所管する責任者を定め、所管するグループ会社の経営状況を把握するために必要な情報の定期報告を求めるとともに、経営指導を行い、一定の事項については当社の承認を要するものとしています。また、中期経営計画および単年度予算、リスク管理、コンプライアンスについてもグループ会社を含めた施策を実施しています。

6) 財務報告の適正性確保

「リスク管理・内部統制基本規程」に基づき、「古河電工グループ『財務報告に係わる内部統制の整備・評価』に関する基本方針」（J-SOX基本方針）を定めるとともに、内部統制システムの構築・整備・運営・モニタリングの体制と責任を明確にしています。また、金融商品取引法に定められた内部統制報告書の作成・提出に

については、J-SOX会議を設置して、重要事項を審議し、当社グループの財務報告にかかる信頼性の維持・向上に努めています。

「内部統制システム構築・整備についての基本方針」(取締役会決議)の詳細については、当社ホームページの会社案内 > コーポレート・ガバナンスに「業務の適正を確保するための体制」として掲載していますので、ご覧ください。

買収防衛策の導入

当社は、2013年(平成25年)6月25日に開催した第191回定時株主総会での承認を受け、当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)を更新しています。この買収防衛策の有効期間は、2016年(平成28年)6月に開催予定の定時株主総会の終結時までの3年間で。

詳細については、当社ホームページの会社案内> コーポレート・ガバナンスに掲載しています。2013年(平成25年)4月11日の当社発表資料「当社株式の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)の更新に関するお知らせ」をご覧ください。

コーポレート・ガバナンスの強化

当社では、多様な知識・経験・能力に基づいた経営への貢献に期待して、さまざまな分野から社外役員を招聘していることに加え、2010年(平成22年)5月に

は、社外役員2名を含む4名の委員で構成される報酬委員会を設置して取締役などの報酬などについて審議・決定するようにするなど、従来からコーポレート・ガバナンスを重視してきました。これらの体制をさらに強化させるべく、2015年(平成27年)5月の取締役会決議により、報酬委員会に代えて、「指名・報酬委員会」を新たに設置しました。委員の過半数を社外取締役とすることで、取締役などの人事や報酬に関する客観性・透明性をより高めてまいります。また、同取締役会において、社外役員の独立性に関する当社の基準を定めました。今後は、資本効率をより重視した経営を目指し、成長戦略投資や次世代新事業育成、財務体質の改善ならびに株主還元のバランスを基本とする資本政策の考え方につき、社外役員を交えて議論を積み重ね、2016年度(平成28年度)から開始する次期中期経営計画において具体化させるなど、コーポレート・ガバナンス・コードの趣旨・精神を尊重し、より一層のコーポレート・ガバナンス強化に努めてまいります。

コーポレート・ガバナンス報告書

最新のコーポレート・ガバナンス報告書は、当社ホームページの会社案内 > コーポレート・ガバナンスに掲載していますので、ご覧ください。

コーポレート・ガバナンスへ
 <http://www.furukawa.co.jp/kaisya/management/governance.htm>



CSR マネジメント

古河電工グループ理念

私たちは1884年の創業以来、社会が求める技術や製品をつくり出してきました。「真に豊かで持続可能な社会の実現」に貢献することが私たちの使命であると認識し、これからも常に未来への視点を持ちながら、社会の期待と信頼に応え続けます。

基本理念 世紀を超えて培ってきた素材力を核として、
絶え間ない技術革新により、
真に豊かで持続可能な社会の実現に貢献します。

経営理念 私たち古河電工グループは、人と地球の未来を見据えながら、

- 公正と誠実を基本に、常に社会の期待と信頼に応え続けます。
- お客様の満足のためにグループの知恵を結集し、お客様とともに成長します。
- 世界をリードする技術革新と、あらゆる企業活動における変革に絶えず挑戦します。
- 多様な人材を活かし、創造的で活力あふれる企業グループを目指します。

行動指針

1. 常に高い倫理観を持ち、公正、誠実に行動します。
2. あらゆる業務において革新、改革、改善に挑戦し続けます。
3. 現場・現物・現実を直視し、ものごとの本質を捉えます。
4. 主体的に考え、互いに協力して迅速に行動し、粘り強くやり遂げます。
5. 組織を超えて対話を重ね、高い目標に向けて相互研鑽に努めます。

基本方針とCSR行動規範

当社グループ各社は、以下のグループ基本方針に沿ってCSR活動を展開しています。

古河電工グループCSR基本方針（2011年3月改定）

私たちは、古河電工グループ理念に基づき、

- ・ 国際社会の一員として、国内外の法令、社会規範や倫理に従い、社会・地球環境との調和のとれた事業活動を行い、技術革新を通じた社会的価値の創造に努めます。
- ・ 全てのステークホルダー（利害関係者）との健全で良好な関係を維持・向上させ、社会の持続的な発展に貢献します。

グループ理念に基づき企業活動を展開するにあたり、企業の社会的責任の観点から当社グループの役員・従業員がとるべき基本的行動の規範を定めたものが、CSR行動規範です(下記写真:CSR・コンプライアンス・ハンドブック)。



古河電工グループCSR行動規範の項目

(2011年3月改定)

1. 人権
2. 労働環境
3. 地球環境
4. 製品・サービス
5. 海外ビジネス・国際取引
6. 公正取引
7. 顧客・取引先・社会との関係
8. 資産の保全・管理
9. 情報開示
10. 役員・従業員の義務

CSR活動へ

<http://www.furukawa.co.jp/csr/index.htm>

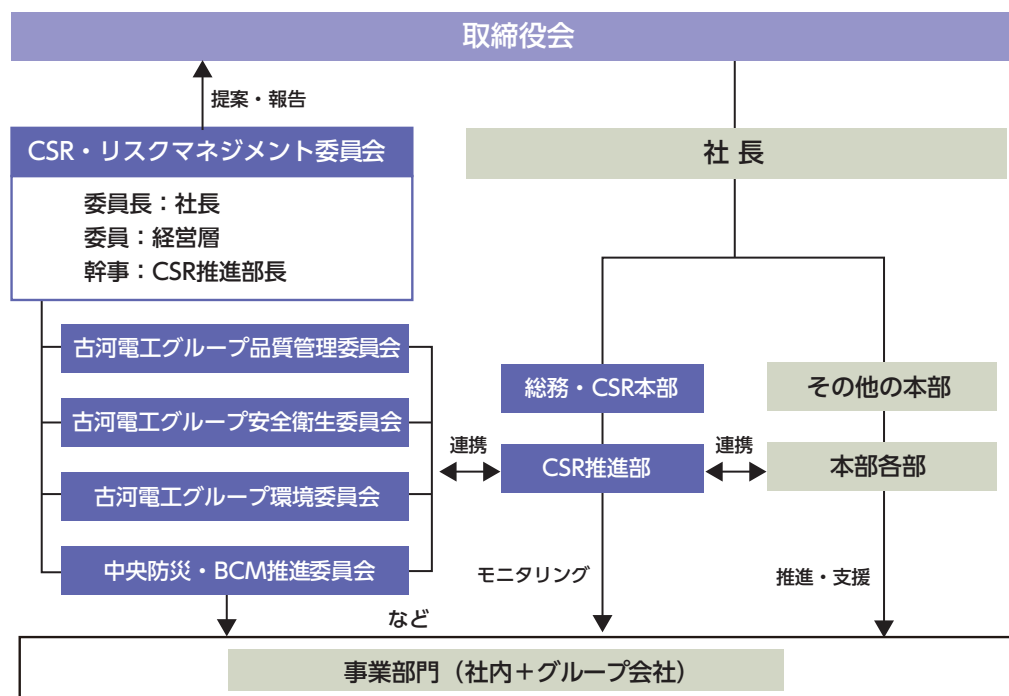
基本的な考え方

真に豊かで持続可能な社会実現に貢献していくために、私たちは当社グループの社会的責任を理解し、CSR基本方針に沿った取り組みを行っています。CSRへの取り組みは、企業活動と一体であり、当社グループの一人ひとりが主体的に実践できるよう進めています。

CSR推進体制

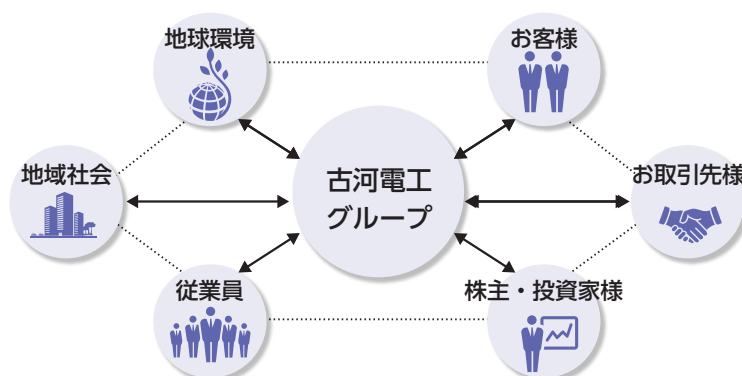
当社グループは、経営層による「CSR・リスクマネジメント委員会」を設置し、当社グループのリスク管理、内部統制、コンプライアンス、社会貢献などを含むCSR活動を監督・推進する体制をとっています。また当社の総務・CSR本部の中にCSR推進部を設け、各種の委員会やコーポレート各部とも連携して、CSRの推進を図っています。

推進体制図



ステークホルダーとの関係

当社グループは、立場の異なるさまざまなステークホルダーへの責任を着実に果たすため、事業活動を適切にモニタリングし、より良いコミュニケーションの仕組みづくりに取り組んでいます。



ステークホルダー	主な責任	コミュニケーション方法
地球環境 	・地球温暖化ガス排出量の削減 ・省エネ、リサイクルの推進 ・生物多様性保全 ・産業廃棄物の削減 ・有害化学物質の管理と削減	・各種法規制への対応 ・地球温暖化防止に関する京都議定書、生物多様性に関する名古屋議定書などへの対応 ・環境省などの推進する環境運動への対応 ・生物多様性保全に関して JBIB ^{注1)} を通した研究、情報交換
お客様 	・製品、業務およびサービスの品質維持・向上 ・社会的に有用な製品・サービスの提供 ・幅広い技術とノウハウによるお客様課題の解決	・日常取引における対話 ・ホームページ、サステナビリティレポート ・技術展・展示会における対話
お取引先様 	・法令を遵守した公正な取引を通じた健全な関係の構築 ・「パートナー様向けCSR推進ガイドライン」によるサプライチェーン全体でのCSRの実現	・パートナーズミーティング ・日常取引における対話 ・CSR アンケート ・パートナー評価結果のフィードバック面談
株主・投資家様 	・適正な利益の還元 ・適時適切な情報開示 ・企業価値の向上	・サステナビリティレポート ・株主通信、株主総会 ・経営説明会、決算説明会 ・投資家訪問 ・株主工場見学会
従業員 	・人権の尊重 ・人材の育成と公正な評価・処遇 ・労働安全衛生とメンタルヘルスを含む健康への対応 ・多様な働き方、仕事と生活の両立の支援	・社内報、イントラネット ・経営説明会
地域社会 	・次世代育成 ・スポーツ・文化振興 ・自然環境・地域社会との共生	・工場見学会 ・スポーツ・伝統行事への協力、共催 ・地域 NPO 法人の業務支援、NPO 法人との協働 ・里山保全

注 1) JBIB：企業と生物多様性イニシアティブ。2008年に設立された、生物多様性の保全をめざして積極的に行動する企業の集まり

目標と実績 (リスクマネジメント/内部統制/コンプライアンス)

😊 達成 😞 未達成事項有り ☹ 未達成

2014年度			2015年度
目標	取組実績	達成度	目標
グローバル・コンプライアンスの推進 ・グループを対象とした教育コンテンツの充実など	・当社グループ競争法コンプライアンスガイドに日本国内向け独占禁止法マニュアルを統合し改版、各社に配付 	😊	法務・コンプライアンス機能のグローバル化に向けた体制整備 ・中国、東南アジアにおけるコンプライアンス教育の検討と実施
事業継続マネジメント (BCM) の強化 ・日光雪害を踏まえ、従来の自社視点からお客様視点でのBCM活動への転換	・日光雪害の被災事業部門を中心に既存のBCPを見直し ・BCPに記載されていない想定外の事象をシナリオにし、社長を本部長とする緊急対策本部訓練を実施し、各部門の役割を再確認	😞	事業継続マネジメント (BCM) の再構築 ・事業環境に即した実践的な仕組みの構築を支援
新興国リスクへの対応と海外子会社支援強化 ・新興国での教育強化と関係会社経営支援ツールの提供	・東南アジア (タイ) と中国 (上海) にて現地法人代表者向けコンプライアンスセミナーを実施 ・中国 (天津と深圳) にてローカルスタッフ向けに現地法コンプライアンスセミナーを実施 ・グループ会社向け会社経営ハンドブックを拡充	😊	海外関係会社に対する内部統制の実効性向上支援 ・東南アジアでのJ-SOX再教育の実施と実効性ある内部統制としての定着支援
CSR活動重点分野の方向付け ・ステークホルダーコミュニケーションの実施	・サステナビリティレポートおよび集合研修の機会などを利用し、CSR (含コンプライアンス) 活動について、現地法人代表者や従業員と意見交換を実施	😊	

責任者のメッセージ

総務・CSR本部 CSR推進部長
福田 隆志



今日、企業にはさまざまなステークホルダーを意識して時代の変化にいち早く適応していくことが求められており、その中でCSR活動は、当社グループが事業を継続していく上で必須となる重要な活動であると認識しています。当社グループでは、創業者の意思にも通じるグループ理念に基

づいてCSRに関する基本方針や行動規範などを定めると共に、体制や仕組みを整備してきました。今後は整備した仕組みが現場で有効に機能していることを確認するとともに、運用での課題に対する改善を支援していきます。

リスクマネジメント

リスク管理の体制と概要

当社のCSR・リスクマネジメント委員会では、定期的なリスク評価などによりリスクを俯瞰して、全社的に対応すべき重要リスクを定め、優先的に対策を推進しています。分野別には、環境・品質・安全・防災といった各種の専門委員会活動などを通じて、事業活動に関するリスク管理の推進を図っています。

全社共通重要リスク

- コンプライアンス
- 品質管理
- 地震など大規模災害
- 情報セキュリティ
- 関係会社管理

大規模災害などの危機発生時には、必要に応じて、社長をトップとする緊急対策本部・現地対策本部などを設置することを定めるとともに、各部門の役割などを明確化しています。また、初動マニュアルの整備、必要物資類の備蓄、連絡体制・安否確認の仕組みの整備などを行うとともに、定期的に訓練を実施しています。

BCM (事業継続マネジメント)

2013年度におきた日光事業所雪害における想定外リスクへの対応不備の反省から、2014年度のBCM訓練では、BCP (事業継続計画) には記載のないリスクの発現をテーマに訓練を実施しました。本訓練後、緊急対策本部長の柴田社長から、「本部員がより自発的に動き、情報伝達や情報共有について、より正確かつ迅速に動けるように」との指示があり、これを課題としてBCM活動の改善活動を行っています。また、大規模地震時には大多数の従業員が帰宅困難となる本社での災害対策本部訓練では、市販の帰宅マップを用いた机上帰宅訓練を行いました。その際の課題としてあがった帰宅困難時に必要な各人自宅までの帰宅ルートマップ作成については、大規模地震時の帰宅ルート作成ソフトを導入し、各従業員による自宅までの帰宅マップの作成

と印刷した個人用マップを常時携帯する活動を進めています。



BCM訓練
(緊急対策本部長としての柴田社長からの指示)



BCM訓練
(本部事務局での情報整理)

情報セキュリティ

当社グループが対応すべき重要度の高いリスクとして、情報セキュリティは情報システム、知的財産保護および情報管理などの視点から、関係する部門が情報を交換し、連携して対策を進めています。ハードウェア (主にモバイル機器) の持ち出し管理による情報漏えい対策や、ソフトウェアライセンス管理などによるIT資産管理などは継続して実行しています。不正アクセス禁止法、不正競争防止法 (営業秘密) および個人情報保護法などを中心とした情報セキュリティに関わる法令改正の情報や教育資料などは当社およびグループ会社にも配付し、推進部門にフィードバックをもらうなど、継続的な改善活動を行っています。2014年度は、グループ会社向けの情報システムに関するセキュリティ方針を整備し直し、また、各社への訪問診断を行うなど、グループ全体としてのレベルアップ活動を実施しています。

知的財産の保護

当社は事業戦略・開発戦略と連携した戦略的かつ効率的な知財活動を実践しています。他社動向を把握したパテントポートフォリオマネジメントに基づき戦略的に知的財産権を創出すると共に、技術秘匿による技術流出防止や、先使用权保全などによるリスクヘッジを促進しています。また知財権の創出に関する教育や海外の知財リスクに関する情報を提供することでグループでの知財知識を普及促進し、知財活動をグループ・グローバルに展開しています。

課題と今後の方針

グローバル市場への事業展開に伴い、当社グループが直面するリスクは年々多様化、複雑化しています。特に、新興国を中心とした海外事業に関するリスクや、サプライチェーンの視点からのリスクについての管理が重要課題と認識し、対応の強化をしていきます。例えば、「グループ・グローバル経営推進本部」で、グローバルなリスク管理の強化にも役立つべく、グループ会社向けに会社経営ハンドブックを作成するなど、グループ会社の支援・情報提供などの活動を進めています。

EICC 行動規範監査を受けて



メモリーディスク事業部門
製造部主査
吉村 敬太

EICC（電子業界CSRアライアンス）は、複数の大手エレクトロニクス企業により設立された団体で、その行動規範は、グローバルなCSR行動規範として、国内外の多くのお客様企業において採用されています。当社では、これまで、その行動規範遵守に向

けた全社的活動を推進しており、メモリーディスク事業部門でも、その活動の一環で自部門でのCSR推進活動を行ってきました。しかしながら、当部門で製造しているメモリーディスク素材は、最終的には全世界のPCなどのユーザにお使いいただいている製品であり、直接当社製品を納入させていただいているお客様からのCSRマネジメント活動についての要求も年々高まっています。そこで、それらの要求に応じるために、第三者による監査を受けることで、CSRマネジメント活動のPDCAをより確実にすることが必要となっており、2014年8月に、当社グループでは初めて本監査を受けることになりました。

監査は、「労働」、「安全衛生」、「環境保全」、「倫理」、「管理の仕組み」を対象とした非常に幅広い分野に及ぶものでした。また、監査内容は国内企業の一般常識

では考えられないほど厳しい要求事項もあり、我々も“グローバル基準ではここまで要求されるのか…”という感じで、最初はかなり戸惑いました。しかしながら、当社関係部門、関係会社、協力会社とも密に連携することで、無事に監査を終了することができました。現在は監査での指摘事項について、継続的な改善活動を行っているところです。今後、お客様からのCSR活動のPDCAを確実にするCSRマネジメントへの要求は一層強まってくることが予想されています。当部門では、それに対応して自部門の活動をさらに向上させるとともに、今回のCSR監査経験については、グローバルに事業を展開する社内関係他部門への積極的な情報発信にも努め、全社のCSRマネジメント活動のレベルアップに貢献していきたいと考えています。



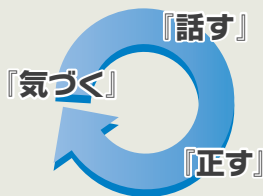
EICC監査対応メンバーの皆さん

コンプライアンス

基本的な考え方

当社グループでは、コンプライアンスを「単なる法令遵守にとどまらず、社会の構成員としての企業および企業人に求められる価値観や倫理観に即した行動をとること」と認識し、「気づく」・「話す」・「正す」の「コンプライアンス活動3つの約束」を定め、一人ひとりの日常からの実践を促しています。

コンプライアンス活動 3つの約束



①気づく

- ・理念、CSR行動規範に沿っているか？
- ・悪しき慣行はないか？
- ・社会の要請・期待に反していないか？

②話す

- ・放置しない
- ・相談する
- ・迷ったら情報を上げる

③正す

- ・気づいたらすぐ直す
- ・常に改善する

従業員への教育・啓発

従業員一人ひとりにコンプライアンス意識を浸透させるべく、さまざまな教育や啓発活動を行っています。

主要な共通教材として、「古河電工グループCSR行動規範」の手引書である「古河電工グループCSR・コンプライアンス・ハンドブック」を、当社グループ会社従業員に配付し、さまざまな機会を活用しています。新入社員から役員までのあらゆる階層別教育にコンプライアンス教育を組み込むと同時に、テーマ別の集合研修やeラーニングを実施し、グループ全体でコンプライアンス教育に取り組んでいます。

教育実績（2014年度）

	講習	対象	受講者
階層別教育 ^{注1)}	役員研修	新任役員（常勤、非常勤）	30名
	マネージャー研修	新任課長およびマネージャー	61名
	基幹社員研修	新任管理職および専任職	85名
	新入社員研修	新入社員	26名 ^{注2)}
テーマ別教育	競争法および贈収賄規制		約360名
	下請法		約360名
	安全保障貿易管理		約800名

注1) 階層別教育の管理職研修および新入社員研修は、講習内容に人権教育を含む
注2) 古河電工のみの数値

コンプライアンス月間の取り組み

当社グループでは、10月～11月をコンプライアンス月間と定めており、グループ各社でそれぞれのコンプライアンス課題に対応した取り組みを実施しています。

2014年度コンプライアンス月間 古河電工での主な取り組み

1 分野別チェックリストによる職場自主点検

【分野別チェックリスト】

- ①独占禁止法 ②派遣・請負業務 ③下請取引
④労働安全 ⑤資産保全 ⑥情報セキュリティ

2 職場ミーティング実施

3 競争法および贈収賄規制に関する講習会

4 「コンプライアンス誓約書」の提出（基幹社員以上が対象）

コンプライアンス意識調査

当社グループでは、コンプライアンス意識調査を継続的に実施しています。従業員のコンプライアンスに関する意識や理解度を測定するとともに、従業員にコンプライアンスに関する「気づき」を促すことを目的としたものです。調査結果はグループ各社および当社内の各部門にフィードバックされ、それぞれの組織でのコンプライアンス施策の立案に活用しています。2014年度は人事施策に結びつく設問を追加するなどの拡充を行い、「従業員意識調査」として実施しました。

内部通報制度

当社グループでは内部通報制度を導入し、不正行為の早期発見や是正を図っています。当社では、社内通報窓口と 外部第三者機関を利用した社外通報窓口（古河電工グループ・ホットライン）を設置しており、どちらの窓口も匿名での通報が可能です。通報内容は、内部通報事務局が厳重に管理し、通報者が不利益を被ることがないように十分に配慮しながら、迅速に調査し適切に対応しています。

安全保障貿易管理

当社グループは、安全保障貿易管理をグローバルに事業を展開する企業が果たすべき重要な責務と認識し、安全保障に関する国際的な枠組み（輸出管理レジーム）を反映した法令などを踏まえ、兵器や軍事に転用可能な貨物・技術の管理体制整備と強化を図ってきました。製品の輸出や技術提供に際しては「安全保障輸出管理規程」に基づく取引審査などを通して、関連諸法令の遵守と共に懸念国などへの迂回輸出の防止にも細心の注意を払っています。

贈収賄防止

2012年4月に「古河電工グループ贈収賄禁止基本方針」を制定し、同年12月に「贈収賄防止ガイド」を発行し、グループ全体での贈収賄リスク管理体制の構築に向けた活動を推進しています。

中国コンプライアンスセミナー

2014年度は現地の法と習慣を考えた集合型コンプライアンス教育を実施しました。競争法・贈収賄規制をテーマとしたセミナーは12月に天津と深圳にて開催し、中国人スタッフを中心とした約60名が弁護士による中国語と日本語による講義とコンプライアンスに関する意見交換に参加しました。

課題と今後の方針

これまで当社が取り組んできた法令遵守のためのさまざまな施策は、グループ会社の参加範囲を拡大していくことが当社グループとしての課題と認識しています。そのためにはグループ全体を視野に入れた効果的な教育コンテンツ整備やグローバルな推進体制の強化に注力し、現地の法令、言語や習慣などを考えたコンプライアンスセミナーの開催を増やしながら、「皆で考え、行動するコンプライアンス」をスローガンに、一人ひとりの自発的行動を促すことでコンプライアンス意識のさらなる向上を図ります。

コンプライアンス違反とその対応について

当社グループでは、2008年以降、社外有識者の意見も取り入れながら独占禁止法・競争法違反行為の根絶を図ってまいりました。2014年4月には当社および持分法適用の関連会社である(株)ビスキャスが、過去に行われた行為に対し、電力ケーブル事業に関し欧州競争法違反があったとして、欧州委員会より制裁金を科す決定を受けましたが、両社は、制裁金の取消または減額を求めて欧州普通裁判所に提訴しています。

カルテル問題に対し、関係の皆様には多大なご心配、ご迷惑をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

当社では、グローバル・コンプライアンスを推進するための教育コンテンツとして、「競争法コンプライアンスガイド」（英・中・日版）を2015年1月に改版し、当社グループ各社にリリースいたしました。今後も、独占禁止法・競争法のみならず、贈収賄防止など、他の法領域を含む近時の各国・地域における規制強化に対応すべく、役員および従業員への教育の充実や内部監査部門によるモニタリング強化といった活動をグループ全体で展開し、コンプライアンスの徹底と信頼の回復に努めてまいります。